

大口町告示第 38 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託をしたので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

大口町長 鈴木 雅 博

1 受託者・公金事務

受託者 (指定公金事務取扱者)	委託した公金事務
東京都千代田区一番町 25 番地 地方公共団体情報システム機構	住民票の写し交付手数料、印鑑登録証明書、罹災証明書の交付手数料の収納事務

2 指定した日

令和 8 年 4 月 1 日

3 委託した日

令和 8 年 4 月 1 日